

# 障害福祉サービス報酬の解釈 令和元年10月版

## 正誤・追補 201910

本書の内容に誤りがありましたので、下記「1.」のとおり訂正いたします。謹んでお詫び申し上げます。また、次の告示により、本書の内容に下記「2.」のとおり変更が生じたので、ここに追補します。

○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法等の一部を改正する告示(令和元年9月27日厚生労働省告示第129号)

### 1. 正誤 (対象：令和元年10月版 [第3版第1刷])

#### (1) 第Ⅱ編第1章「障害者総合支援法に係る報酬」の正誤

頁	行	誤	正
340	上から 10行目	イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)	イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
注) 下線は修正部分。			

#### (2) 第Ⅲ編「指定基準」の正誤

頁	行	誤	正
895	右段 上から 25行目	三 <u>児童指導員</u> 1以上	三 <u>児童指導員又は保育士</u> 1以上

頁	行	誤	正
915	左段 上から 14行目	第54条の10 次に掲げる要件を満たした <u>指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）</u> が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して <u>指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）</u> を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（ <u>指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）</u> を基準該当児童発達支援事業所とみなす。	第54条の10 次に掲げる要件を満たした <u>指定生活介護事業者が</u> 地域において <u>児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。</u>
915	右段 下から 28行目	二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。	二 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
921	左段 上から 2行目	5 第1項第一号の指導員又は <u>保育士</u> のうち、1人以上は、常勤でなければならない。	5 第1項第一号の <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u> のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
922	左段 下から 18行目	一 児童指導員又は保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所 <del>にあっては、</del> 保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。又は障害福祉サービス経験者） <u>基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、</u>	一 児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所 <del>にあっては、</del> 保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は障害福祉サービス経験者 <u>基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、</u>

注) 下線は修正部分。

## 2. 費用算定基準等に係る改正

### (1) 第Ⅱ編第2章「児童福祉法に係る報酬」の改正

頁	行	改正前	改正後
559	囲み中 左段 上から 7行目	第2節 障害児通所支援 ◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平24.3.14 厚労告 122／最終改正；平31.3.25 厚労告 87）	第2節 障害児通所支援 ◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平24.3.14 厚労告 122／最終改正； <u>令元.9.27 厚労告 129</u> ）
596	下から 9行目	注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号口又は第4号に掲げる通所給付決定保護者（以下「中間所得者」という。）	注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号口、第4号口、 <u>第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号にあっては、注2に規定する低所得者等を除き、通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号口、第4号口及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに限る。）</u> （以下「中間所得者」という。）
596	下から 4行目	注2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第5号に掲げる通所給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）	注2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号の規定による市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）（以下「低所得者等」という。）

注) 下線は改正部分。令和元年10月1日適用。

(2) 第Ⅳ編「関係告示・通知」の改正

頁	行	改正前	改正後
1037	上から 3行目	(最終改正;平成 30 年 3 月 22 日 厚生労働省告示第 81 号)	(最終改正;令和元年 9 月 27 日 厚 生労働省告示第 129 号)
1037	右段 上から 23 行目	イ 食事の提供に要する費用に係る 利用料 食事の提供に要する費用に係る利 用料は、食材料費及び調理等に係る 費用に相当する額を基本とすること。 ただし、指定児童発達支援事業 所及び指定医療型児童発達支援事業 所に通う障害児に係る通所給付決定 保護者のうち、児童福祉法施行令(昭 和 23 年政令第 74 号) 第 24 条第二 号、第三号ロ、 <u>第四号又は第五号に 掲げる者</u> については、食材料費に相 当する額とすること。	イ 食事の提供に要する費用に係る 利用料 食事の提供に要する費用に係る利 用料は、食材料費及び調理等に係る 費用に相当する額を基本とすること。 ただし、指定児童発達支援事業 所及び指定医療型児童発達支援事業 所に通う障害児に係る通所給付決定 保護者のうち、児童福祉法施行令(昭 和 23 年政令第 74 号) 第 24 条第二 号、第三号ロ、 <u>第四号ロ、第五号又 は第六号に掲げるもの</u> (同号にあっ ては、同号の規定による市町村民税 世帯非課税者若しくは通所給付決定 保護者及び当該通所給付決定保護者 と同一の世帯に属する者が指定通所 支援(法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規 定する指定通所支援をいう。以下同 じ。)のあった月において被保護者で ある場合若しくは要保護者である者 であって厚生労働省令で定めるもの に該当する場合における当該通所給 付決定保護者又は通所給付決定保護 者であって、当該通所給付決定保護 者及び当該通所給付決定保護者と同 一の世帯に属する者について指定通 所支援のあった月の属する年度(指 定通所支援のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度) 分の所得割の額を合算した額(児童 福祉法施行令第 24 条第二号、第三号 ロ、第四号ロ及び第五号に規定する 所得割の額を合算した額をいう。)が 28 万円未満であるものに限る。)に ついては、食材料費に相当する額と すること。
注) 下線は改正部分。令和元年 10 月 1 日適用。			

障害福祉サービス報酬の解釈 令和元年 10 月版 正誤・追補 201910  
 令和元年 10 月発行  
 発行所：社会保険研究所  
 〒101-8522 東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282  
 TEL：03 (3252) 7901 (代表) <http://www.shaho.co.jp/shaho/>